

2022年7月19日

株 主 各 位

千葉県美浜区浜田二丁目39番地

株 式 会 社 銚 子 丸

代表取締役社長 石 田 満

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを最小化するため、可能な限り会場へのご来場は控え、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会の模様はご自宅等でもご覧いただけるようにオンライン配信をさせていただきます。詳細につきましては、5ページの「定時株主総会のオンライン配信のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

郵送（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月3日（水曜日）午後6時までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2022年8月4日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
- 場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番3
ホテルニューオータニ幕張 2階「鶴 西の間」
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
- 目的事項
報告事項 第45期（2021年5月16日から2022年5月15日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 資本金の額の減少の件

以 上

~~~~~  
◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

## 【株主様へのお願い】

- ◎ 株主様の新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は健康状態に拘わらず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場等を変更する場合がございます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.choushimaru.co.jp/>）によりお知らせしますので、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会に来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会に来場される株主様には、会場入り口付近で検温をさせていただきます。体温のご計測にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから7日間が経過していない方は、入場をお断りさせていただきます。なお、海外から帰国されてから7日間が経過していない株主様は受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎ 座席間隔を確保するため、ご用意できる席数が通常より減少しております。そのため、入場を制限させていただく場合がございます。
- ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ◎ 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主総会に来場される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 上記各対応により、受付前でお待たせする可能性がありますので、株主総会に来場される場合には、あらかじめご了承ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.choushimaru.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年8月3日（水曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使してください。ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## <定時株主総会のオンライン配信のご案内>

当社は、新型コロナウイルス感染回避のために株主総会へのご出席を断念される株主様の不利益を少しでも減少させるために、2022年8月4日（木）午前10時より開催予定の第45回定時株主総会において、ウェブ配信システム「Zoom」のウェビナー機能を利用したオンライン配信を行います。ご希望の株主様は以下に従って事前に申込みを行うことで、インターネット中継で株主総会を視聴できますのでご利用ください。

### 1. オンライン株主総会視聴に必要な事項及びスケジュール

| 手順 | 必要事項         | 申込期限等                                          |
|----|--------------|------------------------------------------------|
| 1. | 事前申込         | 2022年8月2日（火）午後3時まで                             |
| 2. | Zoomウェビナー登録  | 2022年8月3日（水）午後3時まで                             |
| 3. | オンライン株主総会の視聴 | 2022年8月4日（木）午前9時30分視聴可能<br>2022年8月4日（木）午前10時開会 |

### 2. オンライン株主総会視聴に必要な機器等

ご視聴には次の環境・機器が必要となります。

- ・インターネット回線
- ・Zoomにアクセス可能なPC、スマートフォン等
- ・Zoomミーティング用ZoomクライアントまたはZoomモバイルアプリのダウンロード

(注) 必ず事前にZoomクライアントまたはアプリのダウンロードをお願い申し上げます。

### 3. 申込方法

#### 【手順1】事前申込（2022年8月2日（火）午後3時まで）

Zoomビデオウェビナーを使用して配信いたしますので、視聴を希望される株主様は、以下の手順により事前申込をしてください。

- (1) ミーティング用ZoomクライアントまたはZoomモバイルアプリのダウンロード ([https://zoom.us/download#client\\_4meeting](https://zoom.us/download#client_4meeting))
- (2) 下記の事務局宛メールアドレスに必要事項を記載して、事前申込メールを送信してください。

事務局宛メールアドレス：[ir-zoom@choushimaru.co.jp](mailto:ir-zoom@choushimaru.co.jp)

【件名】 オンライン株主総会事前申込 株主番号(〇〇〇〇〇〇〇〇)

【本文】 ①株主番号 ②株主氏名 ③メールアドレス

※確認のため、本文にも株主番号のご記載をお願い申し上げます。

- (3) 事務局にて事前申込メール本文①、②によりご本人確認後、③のメールアドレス宛に、ウェビナー登録のご案内のメールを送信します。

- (注) 1. 株主番号は、議決権行使書に記載されています（8桁半角数字）。
2. 事前申込メールに必要事項について記載が無い場合は、株主様の本人確認ができませんので、事前申込をお受けすることができません。
3. ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社から送信したメールが、株主様のメールアドレス側にてブロックされ、株主様がメールを受信できない可能性がございます。この事象につきましては当社側で対応ができませんので、受信されるメールアドレス側にて、ドメイン「choushimaru.co.jp」からのメールの受信を有効とするように設定変更をお願い申し上げます。設定変更方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルをご確認ください。
4. オンライン配信では、株主総会での事前のご質問・ご意見等は受付しておりません。

## 【手順2】Zoomウェビナー登録（2022年8月3日（水）午後3時まで）

事務局（ir-zoom@choushimaru.co.jp）が株主様のメールアドレス宛にウェビナー登録のご案内メールを送付しますので、当該メールに記載されたURLからウェビナー登録をお願い申し上げます。

- (1) ウェビナー登録URLにアクセス（ウェビナー登録のご案内メールに記載）
- (2) 【手順1】(2)のメール本文に記載した以下の項目を入力して登録を完了
- 【名】欄：株主番号を入力
  - 【姓】欄：株主氏名を入力
  - 【メールアドレス】欄：メールアドレスを入力
- (3) 事務局にてウェビナー登録の確認が取れ次第、オンライン株主総会視聴に必要な情報（当日のアクセスURL、パスワード等）のメールが送信されます。

- (注) 1. ウェビナー登録の申込をいただいても株主様のご本人確認ができず承認されなかった場合には、承認されなかった旨の通知メールが届きます。
2. ウェビナー登録URLは株主様専用となりますので、第三者等への共有はご遠慮ください。同一の株主番号・株主氏名による重複参加は認められませんのでご注意ください。

## 【手順3】オンライン株主総会の視聴

- (1) 当日のオンライン株主総会の視聴につきましては、午前9時30分から可能となります。視聴開始後から株主総会開始（午前10時）までは「ホストが本ウェビナーを開始するまでお待ちください」と表示されて待機状態となりますので、株主総会開始までそのままお待ちください。
- (2) オンライン株主総会を視聴される株主様は、カメラ機能がOFFでの参加となりますので、株主様の画像がオンライン株主総会に映し出されることはありません。
- (3) オンライン視聴いただいている株主様からの質疑応答には対応しておりません。
- (4) オンライン株主総会は、株主様限定（非公開）での視聴となっておりますので、録画等をご遠慮ください。なお、視聴される株主様は、Zoomビデオウェビナーの録画機能により、オンライン株主総会の録画をすることはできません。

#### 4. 注意事項及びご了承事項について

オンライン株主総会を視聴される株主様におかれましては、以下の点をご了承ください。

- (1) オンライン株主総会は、株主様に対してリアル株主総会への来場に替えて、追加的な手段をご提供するものです。議決権の行使につきましては、既にお送りしております議決権行使書に議案の賛否を記入してご郵送いただくか、インターネットによる議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- (2) Zoomアカウントの取得方法、Zoomアプリのインストール方法、Zoomへの接続方法、Zoomの機能等に関するお問い合わせはお受けできませんので、ご了承ください。
- (3) 通信環境の影響や大量アクセスにより、オンライン株主総会につながりにくくなる、インターネット中継の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。このような通信障害により株主様に生じた不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- (4) オンライン株主総会当日において株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声が届かない等のトラブルにつきましてもサポートはいたしませんので予めご了承ください。また、それに伴い不利益等が生じた場合でも弊社では一切責任を負いかねます。
- (5) インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (6) 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じる可能性がございます。

#### 5. 本件に関するお問い合わせ先

お問い合わせは、事務局（[ir-zoom@choushimaru.co.jp](mailto:ir-zoom@choushimaru.co.jp)）までお願い申し上げます。当社では、お電話でのお問い合わせはお受けできませんので、ご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

第45期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円 総額は82,191,084円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年8月5日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> |

| 現行定款                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附則<br/> (監査役の責任免除に関する経過措置)<br/> (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u><br/> <u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則<br/> (監査役の責任免除に関する経過措置)<br/> (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u><br/> <u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会から、相当であり、特段の指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名                         | 属性等            | 現在の当社における地位・担当 | 取締役会への出席状況       | 取締役在任年数 |
|-------|--------------------------------|----------------|----------------|------------------|---------|
| 1     | いしだ みつる<br>石田 満<br>[男性 66歳]    | 再任             | 代表取締役社長        | 100%<br>17回/17回  | 8年      |
| 2     | ほりち ひろこ<br>堀地 ヒロ子<br>[女性 74歳]  | 再任             | 取締役会長          | 94.1%<br>16回/17回 | 45年     |
| 3     | ほりち はじめ<br>堀地 元<br>[男性 53歳]    | 再任             | 常務取締役<br>営業本部長 | 100%<br>17回/17回  | 18年     |
| 4     | にした よしお<br>仁科 善生<br>[男性 63歳]   | 再任             | 取締役<br>管理本部長   | 100%<br>17回/17回  | 4年      |
| 5     | ささき ひでのぶ<br>佐々木 秀信<br>[男性 51歳] | 再任             | 取締役<br>商品部長    | 100%<br>14回/14回  | 1年      |
| 6     | しばの ともり<br>柴野 智政<br>[男性 51歳]   | 新任<br>社外<br>独立 | —              | —                | —       |

(注) 年齢は、本株主総会終結時の情報を記載しております。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | いしだ みつる<br>石田 満<br>(1956年1月20日)   | 1978年4月 亀有信用金庫入庫<br>1995年12月 株式会社シチエ（現株式会社ゲオ）<br>入社<br>1998年10月 オーケー株式会社入社<br>2003年6月 同社取締役店舗運営本部長<br>2006年5月 同社取締役管理本部長<br>2010年8月 株式会社ウェアハウス<br>（現株式会社ゲオ）入社<br>2011年6月 同社代表取締役社長<br>2014年1月 当社入社<br>2014年2月 当社執行役員経営企画部長<br>2014年8月 当社代表取締役社長（現任） | 25,000株        |
|           |                                   | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>石田満氏は、小売・サービス業の取締役として得た経験及び知見を踏まえ、当社の代表取締役就任後は、「銚子丸改革2.0」のスローガンを掲げて、「働き方改革」や「機械化・省力化」等を推進することで、収益性の向上に取り組んできたことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                                                 |                |
| 2         | ほりち ひろこ<br>堀地 ヒロ子<br>(1947年9月21日) | 1977年11月 当社設立 専務取締役<br>1989年3月 有限会社オール・エム設立<br>取締役（現任）<br>2005年2月 当社専務取締役衛生管理部長<br>2010年8月 当社代表取締役会長<br>2014年8月 当社取締役会長（現任）                                                                                                                         | 1,924,400株     |
|           |                                   | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>堀地ヒロ子氏は、当社の創業者として、高い経営理念を掲げ、強いリーダーシップで会社を牽引してきた実績と、経営への幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                            |                |
| 3         | ほりち はじめ<br>堀地 元<br>(1968年12月21日)  | 1992年4月 当社入社<br>2000年1月 当社事業部長<br>2004年1月 当社常務取締役<br>2018年9月 当社常務取締役営業本部長（現任）                                                                                                                                                                       | 256,000株       |
|           |                                   | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>堀地元氏は、当社において長く営業部門に携わり、現在は常務取締役営業本部長として当社経営を担っており、豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                    | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                            | に し な よ し お<br><b>仁科善生</b><br>(1958年8月8日)    | 1981年4月 株式会社東海銀行（現株式会社<br>三菱UFJ銀行）入行<br>2005年7月 株式会社UFJ銀行（現株式会社<br>三菱UFJ銀行）練馬支店長<br>2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行<br>（現株式会社三菱UFJ銀行）<br>練馬駅前支店長<br>2006年2月 同行赤坂支店長<br>2007年9月 同行リテールコンプライアンス部<br>上席調査役<br>2011年6月 日本コンセプト株式会社外向<br>管理部企画管理担当部長<br>2012年4月 同社管理部長<br>2012年6月 同社に転籍 取締役管理部長<br>2017年6月 当社入社 管理部長<br>2017年11月 当社執行役員管理部長<br>2018年8月 当社取締役管理部長<br>2018年9月 当社取締役管理本部長（現任） | 10,000株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>仁科善生氏は、金融機関における幅広い業務経験及び財務・会計上の知見を有しており、これを活かして当社の経営管理・運営の強化に適任と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。                              |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |
| 5                                                                                                                                            | さ さ き ひ で のぶ<br><b>佐々木秀信</b><br>(1970年9月15日) | 2000年9月 当社入社<br>2010年5月 当社営業部長<br>2013年8月 当社執行役員営業部長<br>2021年6月 当社執行役員商品部長<br>2021年8月 当社取締役商品部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3,900株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>佐々木秀信氏は、当社において長く営業部長として、営業部門を最前線で牽引した豊富な経験と実績を有するほか、現在は商品部長として、商品企画、製造物流からの収益性向上にその手腕を発揮していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                               | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                                                       | ※<br>しばのともりのり<br><b>柴野智政</b><br>(1971年1月18日) | 1993年4月 ポストン・コンサルティング・グループ入社<br>2002年9月 サントリー株式会社入社<br>2002年12月 株式会社エイチ・ビー・アイ<br>(現サントリーマーケティング&<br>コマース株式会社) 転籍 取締役<br>2004年4月 同社常務取締役<br>2008年1月 株式会社サザビーリーグ入社<br>2009年9月 ポストン・コンサルティング・グループ入社<br>2013年2月 カフェ・カンパニー株式会社入社<br>専務取締役<br>2016年8月 T'S Planning設立 代表(現任)<br>2017年5月 株式会社おいしいプロモーション<br>(現オイシーズ株式会社) 代表取締役 | 一株             |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>           柴野智政氏は、コンサルティング会社において、消費財・流通関連分野を中心に経営戦略の立案、実行、支援、新規事業立ち上げ等のプロジェクトを経験した後、外食事業の起業や企業経営の実績があり、豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役候補者となりました。</p> |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 堀地ヒロ子及び堀地元の2氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 柴野智政氏は、社外取締役候補者であります。
5. 柴野智政氏は、原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
6. 柴野智政氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が、当該保険契約によって填補されることとしております（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合を除く）。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員することとし、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名                         | 属性等            | 現在の当社における地位・担当 | 取締役会への出席状況      | 取締役在任年数     |
|-------|--------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------|
| 1     | なかしま かつひさ<br>中嶋 克久<br>[男性 61歳] | 再任<br>社外<br>独立 | 取締役<br>監査等委員   | 100%<br>17回/17回 | 4年<br>(18年) |
| 2     | もりや たつお<br>守屋 達雄<br>[男性 70歳]   | 再任<br>社外<br>独立 | 取締役<br>監査等委員   | 100%<br>17回/17回 | 4年<br>(16年) |
| 3     | おおしま ゆきこ<br>大島 有紀子<br>[女性 69歳] | 再任<br>社外<br>独立 | 取締役<br>監査等委員   | 100%<br>17回/17回 | 8年<br>(8年)  |
| 4     | ながい としひで<br>永井 俊秀<br>[男性 66歳]  | 新任<br>社外<br>独立 | —              | —               | —           |
| 5     | のぼる みきお<br>登 三樹夫<br>[男性 56歳]   | 新任<br>社外<br>独立 | —              | —               | —           |

(注) 1. ( )内は本株主総会終結時における社外取締役ないし社外監査役からの通算の在任年数であります。

2. 年齢は、本株主総会終結時の情報を記載しております。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                       | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                               | なかしま かつ ひさ<br>中嶋 克久<br><br>(1961年 7月29日) | 1985年10月 青山監査法人入所<br>2004年 8月 公認会計士中嶋克久事務所設立<br>所長(現任)<br>2004年 8月 当社社外監査役<br>2006年 1月 株式会社ブルータス(現株式会社ブルー<br>ータス・コンサルティング)<br>取締役<br>2008年 7月 株式会社ブルータス・コンサルティン<br>グ代表取締役<br>2017年 6月 日本瓦斯株式会社社外監査役(現任)<br>2018年 2月 株式会社M&A コンソーシアム設立<br>代表取締役(現任)<br>2018年 8月 当社社外取締役監査等委員 (現任)<br>2022年 6月 株式会社千代田組社外監査役 (現任) | 2,000株         |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>中嶋克久氏は、公認会計士であり、監査及び会計の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 2                                                                                                                                               | もりや たつ お<br>守屋 達雄<br><br>(1952年 1月17日)   | 1989年 1月 青山監査法人入所 人事総務部長<br>1998年 2月 山田&パートナーズ会計事務所<br>入所<br>2001年 6月 株式会社プロジェクト入社<br>2001年 8月 同社取締役<br>2006年 8月 当社社外監査役<br>2006年 9月 社会保険労務士法人プロジェクト設立<br>代表社員(現任)<br>2007年 6月 株式会社ラムラ社外取締役(現任)<br>2008年10月 株式会社プロジェクト常務取締役<br>2018年 8月 当社社外取締役監査等委員 (現任)                                                       | 一株             |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>守屋達雄氏は、社会保険労務士であり、労務の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>   |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | おおしま ゆきこ<br><b>大島 有紀子</b><br>(1952年10月31日)      | 1984年4月 千葉県弁護士会登録<br>1989年4月 大島有紀子法律事務所開業<br>所長(現任)<br>1994年6月 法務省人権擁護委員(現任)<br>2014年8月 当社社外取締役<br>2014年9月 大網白里市代表監査委員<br>2018年8月 当社社外取締役監査等委員(現任)                                                           | -株             |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>           大島有紀子氏は、弁護士であり、法務の専門家としての見地から、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> |                                                 |                                                                                                                                                                                                              |                |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ※<br>なが い とし ひで<br><b>永井 俊秀</b><br>(1956年1月12日) | 1978年4月 千葉県庁入庁<br>2007年4月 同庁健康福祉部医療整備課長<br>2009年4月 同庁健康福祉部健康福祉政策課長<br>2011年4月 同庁総務部次長<br>2012年4月 同庁千葉県病院局副病院局長<br>2014年4月 同庁千葉県人事委員会事務局長<br>2016年4月 千葉県国民健康保険団体連合会<br>常務理事<br>2018年4月 公益財団法人千葉県文化振興財団<br>理事長 | -株             |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>           永井俊秀氏は、長年行政に携わった豊富な経験と知識を有しており、これを活かして当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、株式会社ではありませんが、公益財団法人の理事長として経営に関与した経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>                                                      |                                                 |                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                   | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                           | ※<br>のぼる みきお<br>登三樹夫<br>(1965年10月4日) | 1989年8月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社<br>1994年6月 公認会計士芦澤保夫事務所 入所<br>1996年12月 登公認会計士事務所設立<br>代表就任（現任）<br>2001年4月 爽監査法人 代表社員（現任）<br>2011年7月 税理士法人みなと東京会計<br>代表社員（現任） | 一株             |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/> 登三樹夫氏は、公認会計士と税理士であり、監査・会計及び税務の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断いたしました。</p> |                                      |                                                                                                                                                             |                |

- (注) 1. ※は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 中嶋克久、守屋達雄、大島有紀子、永井俊秀及び登三樹夫の5氏は、社外取締役候補者であります。
  - 中嶋克久、守屋達雄、大島有紀子、永井俊秀及び登三樹夫の5氏は、原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
  - 中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の3氏はそれぞれ、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の3氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - 永井俊秀及び登三樹夫の2氏はそれぞれ、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。
  - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が、当該保険契約によって填補されることとしております（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合を除く）。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 資本金の額の減少の件

### (1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるものです。なお、資本金の額の減少は、当社貸借対照表における「純資産の部」における勘定科目の振替処理であり、当社の損益及び純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

### (2) 資本金の額の減少の要領

#### ①減少する資本金の額

資本金の額315,950,000円のうち215,950,000円を減少して、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

#### ②資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額215,950,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年9月13日（予定）

<ご参考>

本定時株主総会後の経営体制（予定）

当社は、会社の持続的な成長には、取締役会においても専門的な視点及び多様性等を備える人材を選任することが重要であると考えます。各取締役特に期待される知見及び経験は、以下のとおりです。

| 氏名     | 役職              | 特に期待される知見及び経験 |    |    |    |    |    |
|--------|-----------------|---------------|----|----|----|----|----|
|        |                 | 経営            | 業界 | 財務 | 法務 | 営業 | CG |
| 石田 満   | 代表取締役社長         | ●             | ●  |    |    | ●  | ●  |
| 堀地 ヒロ子 | 取締役会長           | ●             | ●  |    |    | ●  |    |
| 堀地 元   | 常務取締役<br>営業本部長  |               | ●  |    |    | ●  |    |
| 仁科 善生  | 取締役<br>管理本部長    |               |    | ●  | ●  |    | ●  |
| 佐々木 秀信 | 取締役<br>商品部長     |               | ●  |    |    | ●  |    |
| 柴野 智政※ | 取締役             | ●             | ●  |    |    |    |    |
| 中嶋 克久  | 取締役<br>監査等委員    | ●             |    | ●  |    |    | ●  |
| 守屋 達雄  | 取締役<br>監査等委員    | ●             |    |    | ●  |    |    |
| 大島 有紀子 | 取締役<br>監査等委員    |               |    |    | ●  |    |    |
| 永井 俊秀※ | 取締役<br>監査等委員・常勤 | ●             |    |    |    |    | ●  |
| 登 三樹夫※ | 取締役<br>監査等委員    |               |    | ●  |    |    | ●  |

(注) 1.上記一覧表は、各候補の有する全ての知見や経験を表すものではありません。  
2.※は、新任の取締役候補者であります。

経営： 企業経営全般  
 業界： 業界の知識・経験（外食）  
 財務： 財務・会計、リスクマネジメント

法務： 法務、労務、コンプライアンス  
 営業： 営業・マーケティング  
 CG： コーポレートガバナンス、IR活動

<ご参考>

社外取締役の独立性に関する基準

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同じ。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- ①当社を主要な取引先とする者
- ②当社を主要な取引先とする会社の取締役等
- ③当社の主要な取引先である者
- ④当社の主要な取引先である会社の取締役等
- ⑤当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑥当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦当社の10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑧当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
- ⑨当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- ⑩当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑪当社の業務執行取締役、常勤監査等委員（常勤監査等委員を選定している場合に限り。）が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の取締役等
- ⑫上記①～⑪に直近事業年度において該当していた者
- ⑬当社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 本独立性基準①及び②において、「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。
2. 本独立性基準②、④、⑦、⑧、⑪及び⑬において、「取締役等」とは、「業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者」をいう。
3. 本独立性基準③及び④において、「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または会社）」をいう。
4. 本独立性基準⑤、⑥、⑨及び⑩において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

以上

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年5月16日から  
2022年5月15日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出・解除が2022年3月22日の全面解除まで繰り返される中で、消費マインドが回復基調に転じるには至りませんでした。一方で、ロシアのウクライナ侵攻によってエネルギー価格が高騰し、また急速な円安進展に伴い、食料品をはじめとする多くの物価が上昇に転ずるなど、先行き不透明な状況が続きました。

外食業界におきましても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による時短営業及びアルコール提供禁止要請への協力が長期間にわたり継続したことが売上回復の大きな障害となりました。また、ウィズ・コロナ下での外食の自粛傾向が続く中、人との接触機会の少ないテイクアウトやデリバリーサービス、オンラインショップ等、販売形態の変化により業態の垣根を越えた競争がこれまで以上に激化しました。一方で、原材料価格・物流費が高騰し、人手不足により人件費が増加する等、経営環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社は、店内でのフィジカルディスタンスの確保等、お客様及び従業員の安心・安全を最優先にした「感染しない、させない営業」を徹底しました。並行して、ウィズ・コロナ時代の収益モデルへの対応として、テイクアウトメニューの拡充を積極的に図りました。さらに、2021年10月には「45th ANNIVERSARY創業祭」として、サンリオの人気キャラクター『ポムポムプリン』とのコラボレーション企画を展開するなど、コロナ下での来店動機の高揚に努めました。

また、輸入食材や副食材等、様々な費用が上昇する中で、商品の品質を下げることなく「良質な外食体験」を実現し銚子丸ブランドの価値を維持向上するために、2021年12月に皿価格の一部改定を実施しました。

店舗開発につきましては、2021年8月に「すし銚子丸テイクアウト専門店落合店」（東京都新宿区）、2021年12月にテイクアウト専門店として商業施設内第1号店「すし銚子丸テイクアウト専門店ペリエ海浜幕張店」（千葉市美浜区）、2022年4月に「すし銚子丸コトエ流山おおたかの森店」（千葉県流山

市)の3店舗を新規に出店しました。一方で、売上低迷のため2022年1月に「すし銚子丸テイクアウト専門店千歳烏山店」(東京都世田谷区)を閉店し、機動的なスクラップ&ビルドによるテイクアウト専門店業態の収益基盤の改善を図りました。

また、2021年9月に、「すし銚子丸東葛西店」(東京都江戸川区)を土地収用のため閉店しました。一方で、店舗設備の老朽化により大規模改装が必要となった「すし銚子丸春日部店」(埼玉県春日部市)を2022年2月に閉店し、効果的な設備投資、及び機械化・省力化による収益性の向上を目的として、2022年4月に近隣の好立地へ「すし銚子丸春日部ふじ通り店」(埼玉県春日部市)をオープンしました。この結果、当事業年度末の店舗数は92店舗となっております。

業績につきましては、2021年10月の緊急事態宣言等の全面解除以降に一度は回復基調となったものの、2022年1月に再度まん延防止等重点措置が発出され協力を余儀なくされたため、第3及び第4四半期会計期間の業績は予想を若干下回りました。これらの結果、当事業年度の売上高は170億33百万円(前期比4.3%減)となりました。

利益面につきましては、当事業年度を通じて全社的にコスト管理の徹底と投資の厳選に努めました。一方で、上場企業として世界の平和と人道支援の観点から、窮状にあったウクライナ難民の緊急支援のため、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)に200万円を寄付した結果、営業利益は2億27百万円(同62.3%減)となりました。

経常利益につきましては、受取協力金(新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各自自治体からの協力金)14億30百万円を営業外収益として計上したこと等により、16億78百万円(同94.1%増)と大幅な増加となりました。なお、採算が悪化した店舗に係る減損損失29百万円を計上したこと等により、当期純利益は10億57百万円(同178.9%増)となりました。

(注)金額に消費税等は含まれておりません。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

|                  |        |
|------------------|--------|
| 新規店舗(計4店舗)の内装設備等 | 189百万円 |
| 改装店舗(計5店舗)の内装設備等 | 248百万円 |

- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第 42 期<br>(2019年 5 月期) | 第 43 期<br>(2020年 5 月期) | 第 44 期<br>(2021年 5 月期) | 第 45 期<br>(当事業年度)<br>(2022年 5 月期) |
|-------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                | 19,316,912             | 18,076,831             | 17,794,593             | 17,033,375                        |
| 経 常 利 益 (千円)                              | 982,061                | 139,148                | 864,852                | 1,678,691                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)                 | 505,952                | △93,479                | 378,964                | 1,057,049                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) (円) | 37.04                  | △6.83                  | 27.66                  | 77.16                             |
| 総 資 産 (千円)                                | 9,970,776              | 8,751,997              | 12,697,625             | 10,977,749                        |
| 純 資 産 (千円)                                | 6,658,098              | 6,521,280              | 6,906,018              | 7,883,470                         |
| 1株当たり純資産 (円)                              | 487.08                 | 476.05                 | 503.48                 | 574.26                            |

- (注) 1. 2018年11月16日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。第42期(2019年5月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 経営の基本方針

当社は事業を継続的に発展させていくために、経営理念であります「人間の生命を支える最も基本的な飲食を通し、より多くのお客様に、よりおいしく・よりよいサービス・より速く、をもって私達の『真心』を提供し、お客様の『感謝と喜び』を頂くことを私達の使命と致します。」を全従業員に徹底することにより企業体質の一層の強化と、商品のレベルアップ、お客様への「おもてなし」の充実を図り、この理念を実現することを経営の基本方針として取り組んでまいります。

### ② 優先的に対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済活動や消費行動に引続き大きな影響を残しておりますが、ワクチン接種の浸透により感染拡大防止と経済活動の両立が定着し、景気は徐々に回復していくことが期待されます。一方で、ウクライナ情勢の行方、原材料及び原油価格の高騰、円安等、先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。今後も、ウィズ・コロナ下で急増したテイクアウトやデリバリーサービス、オンラインショップ等の販売形態の利用が日常化

し、アフターファイブの飲食需要もコロナ前への回復は期待されない中、外食業界の経営環境は引続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の下、当社は「コロナ前の業績回復への道筋」をテーマとし、次の3項目を重点課題に掲げ、取り組んでまいります。

a. アフター・コロナ下での店舗拡大戦略

当社は、様々な制約・施策を余儀なくされる中で、「テイクアウトメニューの充実」「QRコード決済取扱ブランドの拡充」及び「セミセルフレジ・デジタルサイネージの全店導入等による省人化・効率化」等により、コロナ下での店舗運営体制・利益体質の向上を進めてまいりました。

今後は新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の浸透により、お客様の外食意欲が高まり、イートインへの回帰と増加が見込まれることから、コロナ下でのテイクアウト専門店重視から、コロナ前の一般店である「すし銚子丸」「すし銚子丸雅」及び「江戸前すし百萬石」形態での出店に重点を移し、加えて、席数増加・作業性・イメージアップ・省力化を重視した実効性のある大規模改装を計画的に実行し、新店と既存店でバランスの取れた収益基盤の構築を図ってまいります。

b. DXの推進による顧客満足度・利便性の向上

当社は、従来の仕入・売上データに加えて、新たにデジタル技術の積極導入により、顧客データを自動的・効率的に収集する仕組みを構築し、これらのデータを統合し総合的に分析することで販売促進や消費・サービスの向上に反映させていくことを戦略としており、このためのプロジェクトを立ち上げ、DX推進に着手しております。

具体的には、顧客管理プラットフォームによる「パーソナルマーケティング」を構築することで、「銚子丸アプリ」の刷新やダイレクトマーケティングの活用により、更なる顧客満足度・利便性の向上を図ってまいります。並行して、収集したデータをメニュー開発・イベントや販促企画に活用することにより、顧客ニーズに沿った商品・サービスの提供とSNS・サイネージ等デジタルマーケティングの高度化を目指してまいります。

c. 人材確保と女性活躍推進への取組み

優秀な人材確保が厳しい状況において、リファラル採用等も活用して一層の採用強化に努めるとともに、教育ツールの充実により定着と育成を図ってまいります。併せて限定社員（職務・職種・勤務時間及び勤務地を限定した正社員）制度を積極的に活用し、働き方に制約がある人材の新規採用や、既存パート社員の限定社員への登用により優秀な人材確保を図ってまいります。また、女性活躍推進担当を新たに配置し、女性が働きやすい職場環境及びキャリアアップ支援制度の整備を推進することで、女性店長・女性管理職の積極的な登用に努めてまいります。

以上のとおり「設備投資」「DX推進への投資」「人への投資」を積極的に推し進め、コロナ禍前の業績回復実現と、更なる投資余力を生み出し、これを再投資することで売上増加と利益の拡大を循環させる「サステイナブル（継続可能）企業」の確立を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年5月15日現在）

当社は、同業他社の低価格回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを、よりお得感のある価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」を中心ブランドとして直営店のみによる多店舗展開を行っております。

具体的には、2014年に顧客の多様な寿司へのニーズに応えることで企業価値向上を図ることを目的として、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させるべく、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」ブランドを買収しております。これに加えて「すし銚子丸」の良さである本格江戸前寿司のスタイルを踏襲しつつ、今の時代に合ったシステムを導入した進化型姉妹ブランド店「すし銚子丸 雅」と、ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代を見据えて、テイクアウト・デリバリーサービス等の中食需要に特化した姉妹ブランド店「すし銚子丸 テイクアウト専門店」を運営しております。

## (6) 主要な営業所 (2022年5月15日現在)

《千葉県》

| 名 称              | 所 在 地   | 名 称                                    | 所 在 地    |
|------------------|---------|----------------------------------------|----------|
| 本 社 事 務 所        | 千葉県美浜区  | すし 銚子丸 志 津 店                           | 千葉県佐倉市   |
| すし 銚子丸 浦 安 店     | 千葉県浦安市  | すし 銚子丸 新 松 戸 店                         | 千葉県松戸市   |
| すし 銚子丸 横 芝 店     | 千葉県山武郡  | すし 銚子丸 南 柏 店                           | 千葉県柏市    |
| すし 銚子丸 粟 田 台 店   | 千葉県船橋市  | すし 銚子丸 東 金 店                           | 千葉県東金市   |
| すし 銚子丸 八 街 店     | 千葉県八街市  | すし 銚子丸 佐 倉 店                           | 千葉県佐倉市   |
| すし 銚子丸 市 川 店     | 千葉県市川市  | すし 銚子丸 市 原 店                           | 千葉県市原市   |
| すし 銚子丸 宮 野 木 店   | 千葉市花見川区 | すし 銚子丸 茂 原 店                           | 千葉県茂原市   |
| すし 銚子丸 高 洲 店     | 千葉県美浜区  | すし 銚子丸 木 更 津 店                         | 千葉県木更津市  |
| すし 銚子丸 行 徳 店     | 千葉県市川市  | すし 銚子丸 南 船 橋 店                         | 千葉県船橋市   |
| すし 銚子丸 東 寺 山 店   | 千葉市若葉区  | すし 銚子丸 富 里 店                           | 千葉県富里市   |
| すし 銚子丸 桜 木 店     | 千葉市若葉区  | すし 銚子丸 酒々井プレミアム・アウトレット店                | 千葉県印旛郡   |
| すし 銚子丸 西 船 橋 店   | 千葉県船橋市  | すし 銚子丸 千 葉 ニュータウン店                     | 千葉県印西市   |
| すし 銚子丸 大 和 田 店   | 千葉県市川市  | 江 戸 前 すし 百 萬 石 幸 町 店                   | 千葉市美浜区   |
| すし 銚子丸 蘇 我 店     | 千葉市中央区  | すし 銚子丸 松 戸 岩 瀬 店                       | 千葉県松戸市   |
| すし 銚子丸 柏 店       | 千葉県柏市   | すし 銚子丸 大 網 白 里 店                       | 千葉県大網白里市 |
| すし 銚子丸 北 習 志 野 店 | 千葉県船橋市  | すし 銚子丸 雅 イオンスタイル<br>幕 張 ベ イ パ ー ク 店    | 千葉市美浜区   |
| すし 銚子丸 千 葉 駅 前 店 | 千葉市中央区  | すし 銚子丸 雅 習 志 野 店                       | 千葉県船橋市   |
| すし 銚子丸 八 柱 店     | 千葉県松戸市  | すし 銚子丸 雅 テラスモール松戸店                     | 千葉県松戸市   |
| すし 銚子丸 鎌 ヶ 谷 店   | 千葉県鎌ヶ谷市 | すし 銚子丸 ティリアウト 専 門 店<br>ペ リ エ 海 浜 幕 張 店 | 千葉市美浜区   |
| すし 銚子丸 成 田 店     | 千葉県成田市  | すし 銚子丸 コトエ 流 山 おおたかの森店                 | 千葉県流山市   |

《東京都》

| 名 称           | 所 在 地   | 名 称                | 所 在 地   |
|---------------|---------|--------------------|---------|
| すし 銚子丸みずえ店    | 東京都江戸川区 | すし銚子丸多摩ニュータウン店     | 東京都八王子市 |
| すし 銚子丸南小岩店    | 東京都江戸川区 | すし 銚子丸立川店          | 東京都立川市  |
| すし 銚子丸竹の塚店    | 東京都足立区  | すし 銚子丸八王子店         | 東京都八王子市 |
| すし 銚子丸立石店     | 東京都葛飾区  | すし 銚子丸調布店          | 東京都調布市  |
| すし 銚子丸赤羽店     | 東京都北区   | すし 銚子丸大井店          | 東京都品川区  |
| すし 銚子丸豊玉南店    | 東京都練馬区  | すし 銚子丸経堂店          | 東京都世田谷区 |
| すし 銚子丸保木間店    | 東京都足立区  | すし 銚子丸日野店          | 東京都八王子市 |
| すし 銚子丸宇喜田店    | 東京都江戸川区 | すし 銚子丸武蔵小金井店       | 東京都小金井市 |
| すし 銚子丸西新井店    | 東京都足立区  | すし 銚子丸三鷹新川店        | 東京都三鷹市  |
| すし 銚子丸高島平店    | 東京都板橋区  | すし 銚子丸杉並宮前店        | 東京都杉並区  |
| すし 銚子丸光が丘店    | 東京都練馬区  | すし 銚子丸東大和店         | 東京都東大和市 |
| すし 銚子丸大泉インター店 | 東京都練馬区  | すし 銚子丸南千住店         | 東京都荒川区  |
| すし 銚子丸板橋東新町店  | 東京都板橋区  | すし 銚子丸狛江店          | 東京都狛江市  |
| すし 銚子丸亀戸店     | 東京都江東区  | すし 銚子丸木場店          | 東京都江東区  |
| すし 銚子丸綾瀬店     | 東京都足立区  | すし 銚子丸雅アリオ亀有店      | 東京都葛飾区  |
| すし 銚子丸南大泉店    | 東京都練馬区  | すし 銚子丸テイクアウト専門店初台店 | 東京都渋谷区  |
| すし 銚子丸花小金井店   | 東京都小平市  | すし 銚子丸テイクアウト専門店荻窪店 | 東京都杉並区  |
| すし 銚子丸三鷹店     | 東京都三鷹市  | すし 銚子丸テイクアウト専門店落合店 | 東京都新宿区  |
| すし 銚子丸町田店     | 東京都町田市  |                    |         |

《埼玉県》

| 名 称          | 所 在 地    | 名 称            | 所 在 地    |
|--------------|----------|----------------|----------|
| すし 銚子丸南越谷店   | 埼玉県越谷市   | すし 銚子丸上尾店      | 埼玉県上尾市   |
| すし 銚子丸ひばりが丘店 | 埼玉県新座市   | すし 銚子丸所沢店      | 埼玉県所沢市   |
| すし 銚子丸浦和木崎店  | さいたま市浦和区 | すし 銚子丸川口店      | 埼玉県川口市   |
| すし 銚子丸北浦和店   | さいたま市中央区 | すし 銚子丸川越店      | 埼玉県川越市   |
| すし 銚子丸草加店    | 埼玉県草加市   | すし 銚子丸見沼店      | さいたま市見沼区 |
| すし 銚子丸南浦和店   | さいたま市南区  | すし 銚子丸春日部ふじ通り店 | 埼玉県春日部市  |

《神奈川県》

| 名 称         | 所 在 地  | 名 称         | 所 在 地  |
|-------------|--------|-------------|--------|
| すし 銚子丸日吉店   | 横浜市港北区 | すし 銚子丸川崎中原店 | 川崎市中原区 |
| すし 銚子丸横浜都筑店 | 横浜市都筑区 | すし 銚子丸武蔵小杉店 | 川崎市中原区 |

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の4店舗であります。

すし 銚子丸 テイクアウト専門店 落合店、すし 銚子丸 テイクアウト専門店 ペリエ海浜幕張店、すし 銚子丸 春日部ふじ通り店、すし 銚子丸 コトエ流山おおたかの森店

当事業年度において閉鎖した店舗は、以下の3店舗であります。

すし 銚子丸 東葛西店、すし 銚子丸 春日部店、すし 銚子丸 テイクアウト専門店 千歳烏山店

(7) 使用人の状況 (2022年5月15日現在)

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 465 (922) 名 | △17 (△29) 名 | 43.3歳 | 9.8年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月15日現在)

| 借入先         | 借入額 (千円) |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 60,000   |
| 株式会社千葉銀行    | 30,000   |
| 株式会社みずほ銀行   | 30,000   |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年5月15日現在)

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,518,000株 (自己株式819,486株を含む。)
- (3) 株 主 数 7,940名 (前事業年度末比147名増)
- (4) 大 株 主 (上位10名)

| 株 主 名                                                        | 持 株 数 (株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 有 限 会 社 オ ー ル ・ エ ム                                          | 3,920,000 | 28.62    |
| 堀 地 か な え                                                    | 2,298,600 | 16.78    |
| 堀 地 ヒ ロ 子                                                    | 1,924,400 | 14.05    |
| 堀 地 元                                                        | 256,000   | 1.87     |
| 銚 子 丸 社 員 持 株 会                                              | 167,800   | 1.22     |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社                                      | 71,254    | 0.52     |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社                                         | 54,858    | 0.40     |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM<br>CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD | 29,284    | 0.21     |
| M L I S T O C K L O A N                                      | 29,227    | 0.21     |
| 石 田 満                                                        | 25,000    | 0.18     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を819,486株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       |                                                |         |
|------------------------|-------|------------------------------------------------|---------|
|                        |       | 株式会社銚子丸<br>第4回2022年新株予約権                       |         |
| 発行決議日                  |       | 2022年1月27日                                     |         |
| 新株予約権の数                |       | 969個                                           |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 48,450株<br>(新株予約権1個につき50株)                |         |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり56,000円<br>(1株当たり1,120円)             |         |
| 権利行使期間                 |       | 2024年2月16日から<br>2027年2月15日まで                   |         |
| 行使の条件                  |       | 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。(注1) |         |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人 | 新株予約権の数                                        | 969個    |
|                        |       | 目的となる株式数                                       | 48,450株 |
|                        |       | 交付者数                                           | 337人    |

(注) 1. 新株予約権者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなす。

- (1) 新株予約権割当契約の規定に違反した場合
- (2) 当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ）の役員又は従業員、その他これに準ずる社員（嘱託社員、パート社員等をいう。以下同じ）のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (3) 当社の取締役会が本新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- (7) 破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

- (8) 前各号のいずれかの規定の適用がある場合を除き、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員、その他これに準ずる社員のいずれにも該当しなくなった日から1年経過した場合
  - (9) その他、居住する国又は地域の法令等の制限により、本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合
2. 2022年5月15日現在において交付時より新株予約権の数が4個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分 4個

(3) **その他新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2022年 5月15日 現在)

| 会社における地位       | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|----------------|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長        | 石 田 満     |                                                           |
| 取締役会長          | 堀 地 ヒロ子   | 有限会社オール・エム 取締役                                            |
| 常務取締役          | 堀 地 元     | 営業本部長                                                     |
| 取締役            | 仁 科 善 生   | 管理本部長                                                     |
| 取締役            | 佐々木 秀 信   | 商品部長                                                      |
| 取締役 (監査等委員・常勤) | 山 口 忠 則   |                                                           |
| 取締役 (監査等委員)    | 中 嶋 克 久   | 株式会社M&Aコンソーシアム 代表取締役<br>公認会計士中嶋克久事務所 所長<br>日本瓦斯株式会社 社外監査役 |
| 取締役 (監査等委員)    | 守 屋 達 雄   | 社会保険労務士法人プロジェクト 代表社員<br>株式会社ラムラ 社外取締役                     |
| 取締役 (監査等委員)    | 大 島 有 紀 子 | 大島有紀子法律事務所 所長<br>法務省人権擁護委員                                |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 山口忠則氏、中嶋克久氏、守屋達雄氏及び大島有紀子氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 中嶋克久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、山口忠則氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 山口忠則氏、中嶋克久氏、守屋達雄氏及び大島有紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役 (監査等委員) 中嶋克久氏は、2022年6月24日付で株式会社千代田組の社外監査役に就任しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役 (監査等委員) との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び監査等委員である取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がそ

の地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査等委員の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）の取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、多様で優秀な人材を確保できるように、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後速やかに決定するものとする。

#### c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期的なインセンティブとして、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後1か月以内に開催する取締役会で決定するものとする。

- d. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、後述 f. の報酬委員会において検討を行う。取締役会（後述 e. の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額の決定について委任を受けるものとする。当該権限を適切に行使するために、代表取締役社長は個人別の報酬額案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を尊重して決定することとする。

非金銭報酬は、代表取締役社長が個人別の割当株式数案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を踏まえて取締役会で決議することとする。

なお、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

- f. 報酬委員会に関する事項

報酬委員会は、独立社外取締役全員、代表取締役社長及び取締役会長で構成するものとし、委員長は独立社外取締役のうち1名をもって選任するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                        | 報酬等の<br>総額<br>(千円)  | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                     | 基本報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 109,260<br>(-)      | 109,260<br>(-)      | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 5<br>(-)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 18,290<br>(18,290)  | 18,290<br>(18,290)  | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 4<br>(4)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 127,550<br>(18,290) | 127,550<br>(18,290) | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 9<br>(4)              |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であります。新型コロナウイルス感染症で業績が不透明なことを鑑み、当事業年度は割当てしておりません。なお、割当ての際の条件等は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。さらに、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役0名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役4名）です。
5. 取締役会は、代表取締役石田満に対し、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて決定しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）中嶋克久氏は、株式会社M&Aコンソーシアムの代表取締役、公認会計士中嶋克久事務所の所長、並びに日本瓦斯株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社M&Aコンソーシアム、公認会計士中嶋克久事務所、並びに日本瓦斯株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）守屋達雄氏は、社会保険労務士法人プロジェクトの代表社員、並びに株式会社ラムラの社外取締役を兼務しております。なお、当社は社会保険労務士法人プロジェクト、並びに株式会社ラムラとの間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）大島有紀子氏は、大島有紀子法律事務所の所長、並びに法務省人権擁護委員を兼務しております。なお、当社は大島有紀子法律事務所、並びに法務省との間には特別の関係はありません。

（注）取締役（監査等委員）中嶋克久氏は、2022年6月24日付で株式会社千代田組の社外監査役に就任しております。なお、当社は株式会社千代田組との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名                              | 出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山口 忠則<br>社外取締役<br>監査等委員<br>（常勤） | 当事業年度開催の取締役会には17回中16回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。主に行政官及び会社経営経験者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコーポレート・ガバナンスに関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、常勤の監査等委員として、経営会議等の主要な会議にオブザーバーとして毎回参加し、必要に応じて意見を述べるとともに、当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、監査等委員会における監査全体のまとめ役としての役割を果たしております。 |
| 中嶋 克久<br>社外取締役<br>監査等委員         | 当事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。主に公認会計士及び会社経営者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社の財務・会計及びIRに関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                                                              |
| 守屋 達雄<br>社外取締役<br>監査等委員         | 当事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。主に社会保険労務士及び会社経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、当社が労務改善・働き方改革を実行していくうえで有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                                                       |
| 大島 有紀子<br>社外取締役<br>監査等委員        | 当事業年度開催の取締役会には17回中17回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコンプライアンス上有用な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                                                                                                                |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・会計監査人としての報酬等の額

23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人としての報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制とその運用状況については、以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び、「経営理念」等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
- ・ 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び「組織規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
- ・ コンプライアンス体制の基礎として、取締役社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス管理規程」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
- ・ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
- ・ 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。
- ・ 取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
- ・ 監査等委員会は、必要があると認めたときは、内部監査室に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示するものとする。また、監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を「文

書管理規程」、「情報システム管理規程」の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理するものとする。

- ・ 上記の文書等は取締役が常時、閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理規程」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
- ・ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取り扱い商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理規程」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」の定めるところに従い管理するものとする。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
- ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行取締役及び部室長等が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や経営課題について討議し、取締役社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行については「組織規程」「稟議規程」において各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定め明確化を図ることとする。

#### ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるものとする。

#### ⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・ 監査等委員会補助者の独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び評価については監査等委員会の意見を尊重するものとする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会補助者は、監査等委員会に係る業務については監査等委員会の指示のみに従い、監査等委員以外の取締役の指揮・命令を受けないものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査等委員会に報告するものとする。
  - ・ 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役、取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
  - ・ 内部監査室は、監査等委員会との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
  - ・ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、高い独立性を有した監査等委員である社外取締役4名を選任しており、各社外取締役はそれぞれの専門的見地と豊富な経験から、取締役会において経営全般への助言を活発に行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。
- ・ コンプライアンス委員会を開催し、賞罰委員会で処分された事例をはじめホットライン通報について報告し、法令遵守等業務の適正に向けて、その徹底を図っています。
- ・ ホットラインマニュアルを、店舗でのパソコンで閲覧を可能とするよう改正し、内部通報システム運用の充実を図っています。
- ・ 内部監査室は、法令遵守やリスク評価の観点から全ての部署を対象に、第1次内部監査を実施し、部門長と面談のうえ改善事項を指摘し、指摘した事項については第2次監査においてその確認をしています。また、店舗に対しては、全店舗を概ね年3回程度臨店し、現金監査と業務監査を実施し、指摘・改善事項についてはエリアマネージャーを通じて確認しています。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録等、重要情報のある文書等を保存・管理し、また、各取締役からの閲覧請求に対し、適切に対応しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 危機管理委員会を開催し、第44期に発生した事件事故について報告するとともに、再発防止に向けて取り組むことを徹底し、その旨を経営会議にも報告しました。

- ・ 地震、火災発生時や停電・断水時など店舗における緊急事態発生時のフローを危機管理マニュアルで定め、これを店長会議において説明のうえ、店舗従業員全員に周知させています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は毎月1回の定例的な開催を含む年17回開催し、月次の経営報告の他、経営計画やその他職務執行に関する重要事項を決定しました。
  - ・ 役員・部長等が出席する経営会議を毎月開催し、月次の経営報告、個別施策の目標と達成状況等について意見交換し、経営目標の適切な管理を行っています。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございません。
- ⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございませんが、補助者に任命した場合は、独立性の確保のために監査等委員会の意見を尊重いたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございませんが、補助者に任命した場合は、実効性の確保のために監査等委員会以外の取締役の指揮・命令を受けないものといたします。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 食中毒事故の発生等、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項については、監査等委員会に報告しています。
  - ・ 監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、各部門の長と意見交換してその職務の執行状況を聴取し、また重要な稟議書等の閲覧をしています。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 費用または債務は、速やかに処理しております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長と会合を持ち、意見及び情報交換を実施した他、会計監査人とは四半期ごとに行う内部監査室を含めた「三様監査連絡会」など年4回の会合を開催し、情報交換をしています。
  - ・ 内部監査室は監査等委員会と連絡を密にし、内部監査結果について報告し、意見交換しています。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 企業行動規範において、「役職員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、一切の関係を遮断しなければならない。」と掲げており、反社会的勢力に対する当社の基本方針を「反社会的勢力対応規程」に定めております。また「危機管理規程」・「危機管理マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的な対応を定めたうえで、管理部が反社会的勢力への対応部署として、反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。
  - ・ 反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関から反社会的勢力に関する情報提供を受けるとともに、連携をとる体制としております。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 全社的な内部統制の評価をしたうえで、「決算財務報告に係る業務プロセス」と「それ以外の業務プロセス」に関して、評価を行っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2022年5月15日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部           |            |
|---------------|------------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産       | 7,964,615  | 流 動 負 債           | 2,624,026  |
| 現金及び預金        | 6,787,837  | 買 掛 金             | 635,887    |
| 売 掛 金         | 803,771    | 短 期 借 入 金         | 120,000    |
| 原材料及び貯蔵品      | 176,405    | 資 産 除 去 債 務       | 4,385      |
| 前 払 費 用       | 86,735     | リ ー ス 債 務         | 4,729      |
| そ の 他         | 109,865    | 未 払 金             | 1,098,045  |
| 固 定 資 産       | 3,013,134  | 未 払 法 人 税 等       | 521,541    |
| 有 形 固 定 資 産   | 1,551,022  | 預 り 金             | 101,328    |
| 建 物           | 897,034    | 契 約 負 債           | 7,973      |
| 構 築 物         | 30,341     | 前 受 収 益           | 15,537     |
| 車 両 運 搬 具     | 6,507      | 賞 与 引 当 金         | 92,000     |
| 工 具 器 具 備 品   | 507,357    | 株 主 優 待 引 当 金     | 20,596     |
| 土 地           | 71,907     | 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 | 2,000      |
| リ ー ス 資 産     | 5,159      | 固 定 負 債           | 470,252    |
| 建 設 仮 勘 定     | 32,714     | 長 期 未 払 金         | 153,000    |
| 無 形 固 定 資 産   | 22,367     | 資 産 除 去 債 務       | 308,252    |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 15,085     | そ の 他             | 9,000      |
| そ の 他         | 7,281      | 負 債 合 計           | 3,094,279  |
| 投資その他の資産      | 1,439,744  | 純 資 産 の 部         |            |
| 出 資 金         | 140        | 株 主 資 本           | 7,866,459  |
| 長 期 前 払 費 用   | 10,166     | 資 本 金             | 315,950    |
| 繰 延 税 金 資 産   | 391,385    | 資 本 剰 余 金         | 253,811    |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 841,908    | 資 本 準 備 金         | 236,829    |
| そ の 他         | 196,143    | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 16,981     |
| 資 産 合 計       | 10,977,749 | 利 益 剰 余 金         | 7,993,973  |
|               |            | 利 益 準 備 金         | 150        |
|               |            | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 7,993,823  |
|               |            | 別 途 積 立 金         | 150        |
|               |            | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 7,993,673  |
|               |            | 自 己 株 式           | △697,275   |
|               |            | 新 株 予 約 権         | 17,011     |
|               |            | 純 資 産 合 計         | 7,883,470  |
|               |            | 負 債 純 資 産 合 計     | 10,977,749 |

# 損 益 計 算 書

（ 2021年5月16日から  
2022年5月15日まで ）

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高                   | 17,033,375 |
| 売 上 原 価                 | 7,067,044  |
| 売 上 総 利 益               | 9,966,330  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 9,738,693  |
| 営 業 利 益                 | 227,637    |
| 営 業 外 収 益               |            |
| 受 取 利 息                 | 1,129      |
| 協 賛 金 収 入               | 4,327      |
| 仕 入 割 引                 | 2,170      |
| 受 取 保 険 金               | 355        |
| 雇 用 調 整 助 成 金           | 504        |
| 受 取 協 力 金               | 1,430,131  |
| そ の 他                   | 21,920     |
| 営 業 外 費 用               |            |
| 支 払 利 息                 | 1,111      |
| 支 払 補 償 費               | 7,737      |
| そ の 他                   | 635        |
| 経 常 利 益                 | 1,678,691  |
| 特 別 利 益                 |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 272        |
| 特 別 損 失                 |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 8,150      |
| 減 損 損 失                 | 29,950     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 1,640,863  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 563,340    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 20,473     |
| 当 期 純 利 益               | 1,057,049  |

## 株主資本等変動計算書

（ 2021年5月16日から  
2022年5月15日まで ）

（単位：千円）

|                         | 株 主 資 本 |           |                  |                 |           |          |               |              |          |                |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------|----------|---------------|--------------|----------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                  |                 | 利 益 剰 余 金 |          |               |              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰<br>余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |
|                         |         |           |                  |                 |           | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |                |
| 2021年5月16日 残高           | 315,950 | 236,829   | 16,981           | 253,811         | 150       | 150      | 7,024,419     | 7,024,719    | △697,275 | 6,897,204      |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |         |           |                  |                 |           |          | △5,601        | △5,601       |          | △5,601         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 315,950 | 236,829   | 16,981           | 253,811         | 150       | 150      | 7,018,817     | 7,019,117    | △697,275 | 6,891,603      |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                  |                 |           |          |               |              |          |                |
| 剰余金の配当                  |         |           |                  |                 |           |          | △82,194       | △82,194      |          | △82,194        |
| 当期純利益                   |         |           |                  |                 |           |          | 1,057,049     | 1,057,049    |          | 1,057,049      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                  |                 |           |          |               |              |          | —              |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —                | —               | —         | —        | 974,855       | 974,855      | —        | 974,855        |
| 2022年5月15日 残高           | 315,950 | 236,829   | 16,981           | 253,811         | 150       | 150      | 7,993,673     | 7,993,973    | △697,275 | 7,866,459      |

|                         | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|--------|-----------|
| 2021年5月16日 残高           | 8,813  | 6,906,018 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |        | △5,601    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 8,813  | 6,900,417 |
| 事業年度中の変動額               |        |           |
| 剰余金の配当                  |        | △82,194   |
| 当期純利益                   |        | 1,057,049 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 8,197  | 8,197     |
| 事業年度中の変動額合計             | 8,197  | 983,053   |
| 2022年5月15日 残高           | 17,011 | 7,883,470 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### ② 棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

#### ④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が発行する割引券の一部については、顧客との契約において付与された重要な追加のサービスを取得するオプションであるため、将来に飲食サービスを提供した時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が270,613千円減少、販売費及び一般管理費は270,714千円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ100千円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は5,601千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 29,950千円

店舗固定資産 1,334,540千円 (有形固定資産 1,331,069千円、無形固定資産 3,470千円)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、翌事業年度については取締役会によって承認された予算、その後の期間については過去の実績を加味した売上成長率に基づき算定しております。使用価値の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度の予算における売上高、売上総利益率、人件費率、及び過去の実績を加味した売上成長率であります。

### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定のうち、翌事業年度の予算における売上高や過去の実績を加味した売上成長率については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,150,220千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数  
普通株式 14,518,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 819,486株
- (3) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当の<br>原 資 | 配当金<br>総 額 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基準日            | 効 力<br>発 生 日  |
|---------------------|-------|------------|------------|----------------|----------------|---------------|
| 2021年8月5日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金      | 82,194千円   | 6円             | 2021年<br>5月15日 | 2021年<br>8月6日 |

### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                | 株式の種類 | 配当の<br>原 資 | 配当金<br>総 額 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基準日            | 効 力<br>発 生 日  |
|---------------------|-------|------------|------------|----------------|----------------|---------------|
| 2022年8月4日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金      | 82,191千円   | 6円             | 2022年<br>5月15日 | 2022年<br>8月5日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰 延 税 金 資 産   | (千円)    |
|---------------|---------|
| 賞 与 引 当 金     | 28,170  |
| 未 払 事 業 税     | 30,331  |
| 法 定 福 利 費     | 14,183  |
| 未 払 事 業 所 税   | 4,161   |
| 減 価 償 却 超 過 額 | 18,226  |
| 長 期 未 払 金     | 46,848  |
| 減 損 損 失       | 136,540 |
| 資 産 除 去 債 務   | 95,729  |
| そ の 他         | 47,213  |
| 繰 延 税 金 資 産 計 | 421,405 |

|           |         |
|-----------|---------|
| 繰延税金負債    |         |
| 建設協力金     | 1,151   |
| 資産除去費用    | 28,783  |
| その他       | 85      |
| 繰延税金負債計   | 30,020  |
| 繰延税金資産の純額 | 391,385 |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |          |
|------|----------|
| 1年以内 | 14,400千円 |
| 1年超  | 12,360千円 |
| 合計   | 26,760千円 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については納税資金を短期借入金にて調達し、それ以外は自己資金によることを基本方針としております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先が信販会社であるため、相手方の債務不履行による信用リスクは僅少であると判断しております。

店舗用地・建物に係る賃貸借取引に伴う敷金及び保証金、建設協力金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであり、決算日後1年以内の返済期日であります。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月15日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

|         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------|------------------|---------|---------|
| 敷金及び保証金 | 841,908          | 834,140 | △7,767  |

(注) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### (4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表上に計上している金融商品

当事業年度（2022年5月15日）

該当ありません。

②時価で貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年5月15日）

| 区分      | 時価（千円） |         |      |         |
|---------|--------|---------|------|---------|
|         | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | —      | 834,140 | —    | 834,140 |

(注)1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区 分   | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 出 資 金 | 140          |

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当事業年度<br>(自 2021年5月16日<br>至 2022年5月15日) |
|---------------|-----------------------------------------|
| 千葉県           | 6,834,912                               |
| 東京都           | 7,091,544                               |
| 埼玉県           | 2,170,797                               |
| 神奈川県          | 936,120                                 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 17,033,375                              |
| その他の収益        | —                                       |
| 外部顧客への売上高     | 17,033,375                              |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表」、「1. 重要な会計方針に係る事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                      | 当事業年度   |         |
|----------------------|---------|---------|
|                      | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権<br>売掛金 | 767,629 | 803,711 |
| 契約負債                 | 8,073   | 7,973   |

(注) 契約負債は当事業年度期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当事業年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称又は氏名     | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容      | 取引金額(千円) | 科目   | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|----------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-----------|------------|----------|------|----------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社オレンジ・エステート | 千葉県東金市 | 10,000       | 不動産賃貸業    | —                 | 土地の貸借     | 店舗用地の貸借(注) | 15,600   | 前払費用 | 670      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 574円26銭  
(2) 1株当たり当期純利益 77円16銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

株式会社 銚子丸  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 録 宏 行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 井 秀 樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の2021年5月16日から2022年5月15日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年5月16日から2022年5月15日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月28日

株式会社 銚子丸 監査等委員会

|           |             |
|-----------|-------------|
| 監査等委員（常勤） | 山口 忠 則 ㊟    |
| 監査等委員     | 中 嶋 克 久 ㊟   |
| 監査等委員     | 守 屋 達 雄 ㊟   |
| 監査等委員     | 大 島 有 紀 子 ㊟ |

(注) 監査等委員4名は、いずれも会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目120番3  
ホテルニューオータニ幕張 2階 「鶴 西の間」  
T E L (043) 297-7777 (代表)



### 交通

J R 京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口より徒歩約5分  
(J R 海浜幕張駅までJ R 東京駅より約40分、西船橋駅より約12分)  
J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約15分  
タウンセンターバス停下車徒歩約3分

### 【お願い】

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
昨年から、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。